

## 令和4年度第2回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年5月10日（火）午後1時32分 から 午後2時53分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		24番	坂入	進

4、欠席委員 23番 瀬端 洋

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、議案

- |     |    |   |                                   |
|-----|----|---|-----------------------------------|
| 議案第 | 6  | 号 | 農地法第3条の規定による許可について                |
| 議案第 | 7  | 号 | 農地法第4条の規定による許可について                |
| 議案第 | 8  | 号 | 農地法第5条の規定による許可について                |
| 議案第 | 9  | 号 | 現況確認証明（非農地証明）について                 |
| 議案第 | 10 | 号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について |

### 4、報告

- |     |    |   |                           |
|-----|----|---|---------------------------|
| 報告第 | 8  | 号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  |
| 報告第 | 9  | 号 | 制限除外の農地移動届について            |
| 報告第 | 10 | 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |

### 5、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整グループ主任	信田 啓太

## 7、会議の概要

議長

只今より、令和4年度第2回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。  
只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、23番 瀬端委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、信田主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、7番 齊藤秀樹委員と8番 稲見委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号6番と7番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号6番と7番は、7番議席 齊藤秀樹委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時35分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
信田主任

信田主任よりご説明いたします。

議案第6号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：6番、譲受人：筑西市松原、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：松原字今館、台帳地目：田、現況地目：田、面積：2,094㎡、外1筆、合計2筆、合計面積7,674㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：887a、従農者数：5（4）、譲渡人の経営面積：145a。

7番、筑西市松原、水戸市上国井町、松原字酒生前、田、田、993㎡、外4筆、合計5筆、合計面積2,700㎡、売買、887a、5（4）、145a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号6番と7番について、調査委員の報告をお願いします。

赤城美子  
委員

12番、赤城です。

6番と7番について報告いたします。4月27日、明野支所内におきまして、書類審査を行いました。その後、受人本人に話を聞きました。6番の受人は7

番の妻であり、同一家族です。渡人は共に振興公社であり、まとめて報告させていただきます。受人は皆様ご存じのとおり、若手の農業経営者であり、規模拡大を図っています。渡人は振興公社であり、書類に不備も見られず、間違いはないと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第6号、受付番号6番と7番を採決いたします。

議案第6号、受付番号6番と7番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第6号、受付番号6番と7番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、7番議席 齊藤秀樹委員の除斥を解きます。

午後1時38分 解除

つづいて、受付番号1番から5番、及び8番から18番について、事務局より説明願います。

事務局長 信田主任よりご説明申し上げます。

信田主任 1番、筑西市女方、筑西市玉戸、譲渡人が他に2名おります。結城市大字小田林、結城市大字小田林、女方字大道東、畑、畑、839㎡、売買、157a、5(3)、8a。

2番、筑西市関本上、筑西市関本中、関本上字深町、田、田、862㎡、売買、171a、5(4)、19a。

3番、筑西市折本、筑西市折本、折本字金井、畑、畑、495㎡、贈与、67a、6(2)、49a。

4番、筑西市海老ヶ島、笠間字鴻巣、海老ヶ島字岡山、畑、畑、990㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,985㎡、売買、44a、2(2)、10a。

5番、筑西市野殿、水戸市上国井町、西方字向田、田、田、2,800㎡、売買、19,827a、1(1)、145a。

8番、東京都豊島区巢鴨一丁目、栃木県佐野市高萩町、桑山字八番耕地、山林、畑、16,775㎡、外1筆、合計2筆、合計面積19,009㎡、区分地上権、190a。

9番、筑西市新治、ひたちなか市笹野町1丁目、横塚字町東、田、田、844㎡、売買、609a、1(1)、8a。

10番、筑西市伊讚美、筑西市伊讚美、伊讚美字中原、田、田、654㎡、外3筆、合計4筆、合計面積3,627㎡、売買、185a、2(1)、73a。

11番、筑西市折本、筑西市折本、折本字天神台、畑、畑、165㎡、贈与、44a、4(1)、18a。

12番、筑西市折本、筑西市折本、蒔田字中坪、田、田、1,270㎡、賃貸借、44a、4(1)、18a。

13番、筑西市細田、筑西市細田、細田字石倉、畑、畑、700㎡、外4筆、合計5筆、合計面積2,327㎡、売買、313a、2(1)、88a。

14番、筑西市小川、筑西市小川、小川字松ノ木、田、田、991㎡、外10筆、合計11筆、合計面積10,914㎡、贈与、同一世帯、6(1)、217a。

次のページをお願いします。

15番、筑西市茂田、筑西市大塚、深見字古萩、畑、畑、1,464㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,544㎡、売買、1,236a、1(1)、189a。

16番、山形県酒田市新橋二丁目、千葉県長生郡睦沢町大上、女方字豆下、畑、畑、993㎡、区分地上権、73a。

17番、山形県酒田市新橋二丁目、千葉県長生郡睦沢町大上、女方字豆下、田、田、1,090㎡、区分地上権、73a。

18番、山形県酒田市新橋二丁目、千葉県長生郡睦沢町大上、森添島字南宿、畑、畑、286㎡、外1筆、合計2筆、合計面積935㎡、区分地上権、73a。

19番は保留となります。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

高島敏男  
委員

ナンバー21番、高島です。

今回の売買に当たって、渡人は3姉妹なんですが、話し合いをして売ることにしたそうです。受人の話の方ですが、葡萄を植えたいということで、葡萄に合った土を掘って、土作りをした後に栽培をします。ちょっと面倒なんだけど葡萄をどうしてもやりたいということで、進めたそうです。調査の結果、許可相当と思われませんが、更なる審議の程、よろしく願いいたします。続きまして5番なのですが、先月やはり書類審査をしまして、受人は大規模農家であって、渡人は振興公社ということですので、問題がないという感じを受けます。許可相当と思われませんが、更なる審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

栗島菊雄  
委 員

18 番、栗島です。

2 番をご報告いたします。先月の 26 日に書類審査をし、その後、双方に電話連絡をして聞き取り調査をしました。結果、ここの土地は、譲受人が何十年と作っているそうです。それで、譲渡人の方からもってもらいたいという話があって、今回の申請になりました。申請に間違いのないことをご報告いたします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

永井尚子  
委 員

19 番、永井がご報告いたします。

4 月 26 日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。その後、両者に電話で取引の内容を確認したところ、問題はないということでございます。許可相当とは思われますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

赤城美子  
委 員

12 番、赤城です。

4 番について報告させていただきます。4 月 27 日、明野支所内におきまして書類審査を行いました。渡人は、親の死去に伴い、申請土地を相続しましたが、遠方に住んでおり、耕作は難しいので、誰か買ってくれる人を探していたところ、受人が快く引き受けてくれたそうです。後日、受人渡人双方に電話で申請に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当であると思えますが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

蓮沼俊男  
委 員

16 番、蓮沼が報告します。

8 番と 13 番、2 件を続けて報告させていただきます。書類審査後、8 番については電話で、13 番については、1 人は直接会って、もう一人の方は電話で確認をいたしました。まず 8 番ですけど、渡人と受人の関係は、太陽光をやっている親会社が受人で、渡人の方は、太陽光との間に現在は麦を蒔いて作物を作っている会社なんですけれども、地上権の設定ということで、何ら問題ないと思えます。次に 13 番ですけど、まず渡人の方は、後継者がいなく奥さんと 2 人暮らしなので農家をすぐにでも辞めたいということで、去年より農地の売買を何回かされております。受人の方は、近所で同級生ということで、その方に土地をもってもらいたいということで、交渉をして、売買の成立がなった案件であります。2 件いずれ共に問題なく許可相当と思えます。以上です。

議 長

9 番をお願いします。

岩渕進  
委 員

6番の岩渕が報告します。

4月27日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で、書類審査を行いました。後日、譲受人と譲渡人に電話で申請内容の確認を行いました。譲受人は、地元で農機販売、野菜生産販売などを行っている法人で、譲渡人は長年、譲受人に農地を貸していたということです。譲受人の父親が亡くなり、現地を引き払うこととなり、農地の買い取りをお願いし、今回の申請になったそうです。書類に不備もなく許可相当と思われそうですが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

10番をお願いします。

宮山繁治  
委 員

17番、宮山です。

私からは、10番と16番、それから17番、18番について提案します。まず10番ですが、売買であります。4月26日に書類確認をしてあります。後日、本人確認をしました。買受人は規模拡大のための売買であると、譲渡人の方はもう農業はできなくて同じ集落の人に売るということで契約に至ったということあります。次に16番、17番、18番については、すべて受人と渡人が同一でありまして、すべて農業法人会社であります。両者に本人確認をしました。両者了承済でありました。したがって、問題ないと思われそうです。許可相当と思われそうですので、更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

11番をお願いします。

永井尚子  
委 員

19番、永井がご報告させていただきます。

11番、12番について、渡人、受人が同一でありますので、一緒にご報告させていただきます。4月26日に書類審査及び現地調査をいたしました。両者に電話で確認をしたところ、渡人が体の具合を悪くいたしましたので、受人にお願いしたということでございます。畑の方なんです。渡人が木を何本か植えておりまして、それを受人がすべて抜いて、切って、残滓として端っこの方にやって、今、畑として8割から9割は耕作しているところでございます。残滓につきましても、腐った後に処分をする予定であるということでございます。この申請に問題ないと思われそうですが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

14番をお願いします。

柴保  
委 員

2番、柴です。

去る24日、書類審査の後、本人確認の電話をしましたが、親子関係でもありますし、贈与というようなことで、特に問題はなく、許可相当と思われそうです。更なる審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長

15 番をお願いします。

柴保  
委 員

2 番、柴です。

続きまして 15 番についてご報告申し上げます。やはり去る 24 日に書類審査をし、本人確認の電話を入れました。この案件であります、売買であり面積なども問題ないということであり、更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

國府田  
喜久男  
委 員

(9 番 國府田喜久男 委員 挙手)

はい。

議 長

國府田委員。

國府田  
喜久男  
委 員

9 番、國府田です。

18 番の件なのですが、私の集落であり、この ●●● (譲渡人) に、私の集落の人が先月に売却したんですよね。この ●●● (譲渡人) が受人だったんですよね。今回、●●● (譲渡人) がまた ▲▲▲ (譲受人) に地上権設定、これはできるんですよね。売買ではなく、地上権設定は。そうですよね。売買でしたらできないですよね。

議 長

事務局。

議 長

少々お待ちください。

國府田  
喜久男  
委 員

これは、前に聞いたら、栽培すると言っていたんですよね。上がソーラーで。ですから、そのソーラー部分について貸したんですよね。この▲▲▲ (譲受人) に。●●● (譲渡人) が。そういうことですね。

議 長

きのこを作るのではないですか。

國府田  
喜久男  
委 員

きのこではないのです。確か、ブルーベリーと言っていました。

菊地課長

18 番の件は、10 ページの 5 条の方になるのですが、こちらも関連しております、営農型太陽光発電設備を設置するということで、3 条で地上権設定をしてという解釈になります。



柴保  
委 員

この案件は、隣地に人がいたので聞いたらば、どういう物を作るのか分からないと言っていましたね。

國府田  
喜久男  
委 員

最初、私も太陽光の下、ソーラーの下にきのこでも作るのかなと思っていたんですよね。でも、違いますと言われました。

柴保  
委 員

やはり、きのこではないんだね。

議 長

事務局。申請には、ブルーベリーを作るとあったのですか。

菊地課長

はい、ブルーベリーとありました。

國府田  
喜久男  
委 員

申請のとおりか、頻繁に見に行きます。

信田主任

補足させていただきます。この案件につきましては、作付けは ●●●（譲渡人）になります。地上権設定というのは、農地の上にパネルを設置する部分、パネルの部分だけの権利設定を今回設定するという申請になっております。作付け自体は ●●●（譲渡人）で作付けを行う、ただ空中部分だけを ▲▲▲（譲受人）に貸しますという申請です。

宮山繁治  
委 員

5条で、出てきますね。

信田主任

この申請は、下の農地自体は貸さずに、農地の真上のパネルの部分、営農型太陽光発電設備は空中部分に設置しますので、その空間部分に対して、地上権設定をするという、貸し借りのようなものをつけますよということになります。農地の部分につきましては、貸し借りはしていません。

宮山繁治  
委 員

5条ででてくる申請については、当然柱部分だけですよね。3条ででてくる面積は、ブルーベリーの作付け面積と同じですよ。

信田主任

はい、そうです。

宮山繁治  
委 員

●●●（譲渡人）さんの話では、私たちが貸しているということでした。

國府田

地上権だけでね。

喜久男  
委 員

信田主任

はい、そうです。

國府田  
喜久男  
委 員

地上権だけで、栽培の件は、権利はないと。そういうことですよ。

信田主任

3条の ▲▲▲（譲受人）と この ●●●（譲渡人）の申請では、栽培かどうかというところには、触れていないです。栽培の貸し借りということではなくて、あくまで農地法3条というもので、空中部分だけの権利設定をしますという申請にとどまっています。

議 長

あくまでも地上権設定なので、太陽光を造るための権利ですよ。この ▲▲▲（譲受人）は。耕作をするためではなくて、地上権を設定して、太陽光を設置するためだけの申請ですね。

栗島菊雄  
委 員

（18番 栗島菊雄 委員 挙手）  
いいですか。

議 長

栗島委員。

栗島菊雄  
委 員

18番、栗島です。  
一応、営農型太陽光だから、作物を何か入れるんだよね。それは、どういう申請になっているんですか。

信田主任

作物の内容ですか。

栗島菊雄  
委 員

ええ。営農型だから、下で、何かを作るわけですよ。その申請は、何を作るという申請なんですか。

信田主任

その申請自体は、この後に分かります。農地法第5条の方で、内容としては全て細部まで出ますので。

栗島菊雄  
委 員

はい、分かりました。それまで待ちます。

信田主任

あくまで、一時転用の中で営農型太陽光を造ることになります。

宮山繁治

これは営農型とは言えども、あくまで施設設置の設定ということですよ。

委 員

信田主任

今回この3条の申請と、5条でこの後に出てくる申請が同じ受人渡人が出てくるのですが、この2つの申請で1つという内容の考え方が簡単かと思います。3条の申請だけ見ると確かにパネルのことだけしか言っていないので、太陽光の部分だけという形で見られますけれども、この後にでてくる営農型太陽光と2つで1つの申請内容というのが分り易いかと思います。

宮山繁治  
委 員

これからもこの営農型がでると思うんですね。紛らわしいですね。

信田主任

申請が分かれているので紛らわしいかと思います。

國府田  
喜久男  
委 員

はい、分かりました。

議 長

そのようなことでお願いします。

他にご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第6号、受付番号1番から5番、及び8番から18番を採決いたします。

議案第6号、受付番号1番から5番、及び8番から18番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって受付番号1番から5番、及び8番から18番は、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第7号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
信田主任

信田主任より説明いたします。

議案第7号、農地法第4条の規定による許可について、令和4年5月10日

提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、申請人：筑西市谷部、申請土地の表示：谷部字羽戸、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：935㎡の内50㎡、転用目的：農家住宅。

申請地は、真岡鐵道折本駅の南西側約253m、国道294号線の西側約158mに位置する、概ね300m以内に鉄道の駅がある第3種農地です。申請者は、母屋の建て替えを計画していたところ、当該地の一部を転用許可を得ずに、住宅敷地の一部として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告をお願いします。

永井尚子  
委員

19番、永井がご報告いたします。  
4月26日、書類審査及び現地調査をいたしました。今回の申請の土地は、すでに家に入る通路として使用している状態でございます。この許可申請に対して許可相当と思われませんが、皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第7号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
板橋主任

板橋主任よりご説明申し上げます。

議案第8号、農地法第5条の規定による許可について、令和4年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号1番、譲受人：筑西市木戸、譲渡人：筑西市梶内、申請土地の表示：木戸字磯山、台帳地目：畑、現況地目：雑種地、面積：675 m<sup>2</sup>、契約内容：売買、転用目的：資材置場。

申請地は、県道明野間々田線の南側約1,150m、県道谷和原筑西線の西側約200mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在木戸地内にて建築業を営んでおります。今回、既存の資材置場が手狭になったことから増設のため申請するものです。

2番、東京都豊島区巢鴨一丁目、栃木県佐野市高萩町、桑山字八番耕地、山林、畑、16,775 m<sup>2</sup>の内43.73 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積19,009 m<sup>2</sup>の内54.65 m<sup>2</sup>、使用貸借、営農型太陽光発電設備、許可日から3年間。

申請地は、桑山交差点から南東に約500m、県道石岡筑西線を南北に跨いで隣接する2筆で、広がりのある農用地区域内農地です。申請者は、東京都豊島区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。なお、麦・大豆を作付けする計画となっております。

3番、広島県広島市西区楠木町、筑西市二木成、西方字館の内、畑、畑、813 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積1,397 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西三和線の北側約30m、国道294号線の西側約1kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、広島県広島市に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

4番、筑西市玉戸、筑西市玉戸、玉戸字南新田、畑、雑種地、648 m<sup>2</sup>、使用貸借、資材置場兼車両置場。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の西北西約700m、下館工業高校の南南西約300mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地と道を挟んで隣接する敷地で建築業を営んでおり、申請地は約40年前から資材置場として使用していたとのことですが、今般農地法の許可を取得していないことが判明したため、是正すべく申請するものです。なお始末書が添付されております。

5番、筑西市押尾、筑西市押尾、押尾字北坪、畑、畑、97 m<sup>2</sup>、使用貸借、店舗敷地。

申請地は、県道下妻真壁線の南側約650m、筑西市役所明野支所東側約1kmに位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地に隣接する場所で飲食店を経営しております。今回、新たに食品製造販売のための店舗設置を計画し申請するものです。

6番、筑西市岡芹、筑西市折本、折本字中山、畑、畑、422 m<sup>2</sup>、贈与、自己住宅。

申請地は、真岡鉄道折本駅の北北東約260m、国道294号線の東側約200mに位置する、概ね300m以内に鉄道の駅を存する第3種農地です。申請者は、市内の借家にて妻と子の4人で生活しております。今回、子の成長に伴い借家では

手狭となってきたため自己用住宅を建築すべく申請するものです。

7番、筑西市松原、筑西市松原、松原字石倉、畑、雑種地、431㎡、使用貸借、資材置場。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約250m、県道筑西つくば線の北側約950mに位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。譲渡人は譲受人である法人の役員を務めており、数十年間申請地を譲受人に貸し付けておりましたが、今般違反転用の事実が判明したため是正すべく申請をするものです。なお、始末書が添付されております。

8番は保留となります。

9番、東京都港区虎ノ門四丁目、筑西市板橋、板橋字本田、畑、畑、1,458㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道明野間々田線の北側約100m、関城中学校の西側約850mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、県外に本店をおき太陽光等の自然エネルギー事業などを営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

番号10番、11番、12番については事業者及び転用目的が同一のため、一括で説明いたします。

10番、広島県広島市西区楠木町、筑西市西方、西方字新畑、畑、畑、1,532㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西三和線北側約50m、下館工業高校の北西約400mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

11番、広島県広島市西区楠木町、筑西市西方、西方字新畑、畑、畑、1,333㎡、合計2筆、合計面積1,992㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西三和線北側約110m、下館工業高校の北西約400mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

12番、広島県広島市西区楠木町、筑西市女方と古河市砂井新田の2名、女方字南新田、山林、畑、495㎡、合計2筆、合計面積951㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道船玉川島停車場線西側約170m、県道結城下妻線北約240mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、県外に本店をおき太陽光等の自然エネルギー事業などを営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

番号13番、14番、15番については事業者及び転用目的が同一のため、一括で説明いたします。

13番、山形県酒田市新橋二丁目、千葉県長生郡睦沢町大上、女方字豆下、田、田、1,090㎡の内0.325㎡、使用貸借、営農型太陽光発電設備、許可日から3年間。

申請地は、県道舟玉川島停車場線東側約 500m、国道 50 号線の南側約 1,170 mに位置する、広がりのある農用地区域内農地です。

14 番、山形県酒田市新橋二丁目、千葉県長生郡睦沢町大上、女方字豆下、畑、畑、993 m<sup>2</sup>の内 0.325 m<sup>2</sup>、使用貸借、営農型太陽光発電設備、許可日から 3 年間。

申請地は、県道舟玉川島停車場線東側約 400m、国道 50 号線の南側約 1,100 mに位置する、広がりのある農用地区域内農地です。

15 番、山形県酒田市新橋二丁目、千葉県長生郡睦沢町大上、森添島字南宿、畑、畑、286 m<sup>2</sup>の内 0.072 m<sup>2</sup>、合計 2 筆、合計面積 935 m<sup>2</sup>の内 0.262 m<sup>2</sup>、使用貸借、営農型太陽光発電設備、許可日から 3 年間。

申請地は、県道結城二宮線の北側沿い、下館第 1 工業団地の東側約 650mに位置する、広がりのある農用地区域内農地です。申請者は、山形県酒田市に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。なお、ブルーベリーを作付けする計画となっております。

16 番、筑西市稲野辺、筑西市築地、築地字東浦、畑、畑、396 m<sup>2</sup>、売買、自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線北側約 50m、県道つくば真岡線の西側約 1 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在市内の借家にて妻と子の 3 人で暮らしております。子育てにあたり現在の住まいでは手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

齊藤一弥  
委 員

13 番、齊藤です。

4 月 26 日、ペアーノにおきまして書類審査並びにその後、現地調査を行いました。事務局説明のとおり、畑が雑種地になっている所です。南側が山林ということで、日陰の部分が多い土地でした。譲渡人、譲受人に電話で確認しましたところ、作物があまり育たないので、そこでは、農業はやらないというようなことでした。そのようなことから、近くの譲受人に売買を依頼したそうです。許可相当と思われますが、皆様のご協議、よろしくお願いいたします。

議 長

2 番をお願いします。

蓮沼俊男  
委 員

16 番、蓮沼が報告いたします。

先月の 27 日に書類審査後、協和地区の委員全員で 2 番の土地に現地確認に行っていました。今回の 5 条は、パネルの足の部分の転用ということで、許可相当かと思われます。問題ないかと思えます。ここで、議長に議決には直接関係ないのですが、特別発言を認めてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長

はい、認めます。

蓮沼俊男  
委員

この2番の案件について、現地に委員全員で行ったのですが、現場は麦などが蒔かれていて、あまり良い状態ではないのですが、耕作されているのは確認されました。また、今回の5条の案件の内、約10件が太陽光発電であり、今後も減る傾向はないと思われまます。発言したいのは、太陽光パネルに含まれる重金属類の一部、鉛とかカドミウムなどの有害物質の問題です。農地利用最適化推進委員の方々が特に心配されておりました。現在この太陽光パネルは、中国がだいたい全世界の75パーセント以上生産しているらしいです。また、2040年問題というのが通産省のホームページを見ると出てくるんですけども太陽光パネルの製品寿命がだいたい30年がピークアウトで、2012年から再生可能エネルギー固定買取価格制度が始まったことから、2040年頃に大量廃棄されるということで、現在の産業廃棄物の設備では、完全に処分しきれない量だということで、頭を抱えているそうです。そのようなこともあり、問題なのは、設備の故障とか、計画倒産とか、いろんなことで太陽光パネルが適切に廃棄されず、農地などその場に放置された場合に、土壌汚染とか更には水質汚染などですか。そういった問題が懸念されるということです。パネルの製品の内容でさっき言ったカドミウムとか重金属ですけど、これの情報開示義務というのがないらしいですよ。そういうことを考えた場合に、このパネルの設置について、もっとう農業委員会だけでは無理な面があるのは分かっているのですが。だから国に対しての情報開示ということをもとめると共に、農業委員会としては、所謂、不良というか、何て言うんでしょうかね。そういった重金属が含まれている製品については、設置を許可しないような意見を国の農業会議所の方に求めたほうがいいのではないかとということで、協和地区の委員を代表しまして発言させていただいた次第です。以上です。

議長

はい。それでは、環境課なども関係してくる問題だと思いますので、まずは、事務局で調査からお願いします。

では、3番をお願いします。

飯泉孝  
委員

4番、飯泉です。

3番と10番、11番、12番を報告いたします。先月、書類審査、現地の確認を行いました。受人がですね、いずれも同じ太陽光の事業を行っている会社でございます。まず3番ですが、渡人は高齢なため、今後、耕作ができないとのことでございました。続いて10番と11番の渡人は同一人として、こちらもやはり高齢なんです。体の具合が悪くしたため手離なすことを考えたということでございます。最後に12番ですが、渡人が2人おりました、姉妹とのことでございます。現在は耕作しておらず、今回の売買に至ったということでございました。いずれの案件もですね、第2種農地ということもあり、許可相当か



と思われます。皆様方の更なるご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

高島敏男  
委 員

21 番の高島です。

4 番を報告します。

先月、申請の書類審査後、現地確認をいたしました。土地は、渡人である兄から使用していいからと言われたので、そのまま砂利を入れて資材置場として使ってしまったということで、今回、始末書を提出して正式に資材置場として使用できるように是正するものでした。調査の結果、許可相当と思われますが、更なるご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

赤城美子  
委 員

12 番、赤城です。

5 番、7 番、16 番について報告させていただきます。去る 27 日、明野支所内におきまして書類審査を行いました。その後、現地を確認してきました。まず 5 番ですが、受人、渡人の関係は親子です。新店舗への進入路として陸田となっている申請土地を転用して、進入路にするということでした。渡人から話を聞くことができました。書類に不備も見られず、転用の許可は相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。続きまして 7 番ですが、石材業を営む受人は、資材を置いておく土地が手狭になったため、会社に隣接する妻である渡人の名義の申請土地を資材置場として使用することにしました。後日、電話にて話を聞きました。間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、転用の許可は相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。続きまして 16 番ですが、申請土地の周りは 5 条の案件で何度も上がっており、新しい家が何軒も建っていました。渡人も周りが家で囲まれており、作物を作るには日陰もできて耕作しづらいので、売ることになったと話していました。受人は、不動産屋さんからの紹介で決めたとのことでした。後日、電話で双方に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

柴保  
委 員

2 番、柴です。

去る 26 日に書類審査の後、現地調査を行いました。また後日、電話で確認をとりましたが、姻族の方に対しての贈与というようなことで、別に問題はないとのことでした。許可相当かと思われます。更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長 9番をお願いします。

宮崎亨  
委員 14番、宮崎が報告します。  
去る4月26日、書類審査、その後、現地調査を行いました。書類に不備はありません。現地は南側が樺の木で、この土地の半分近くを日陰にしてしまっており、渡人の方もどうしようもなく困っていたという状態で、除草剤をかけて管理をしている状況だったようです。受人であるこの太陽光の会社からどうでしょうという話があり、すんなりと売買に至ったようであります。許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 13番をお願いします。

坂入進  
委員 24番、坂入です。  
13番と14番を報告いたします。先程3条の16、17番で、皆さんから貴重なご意見がありました。4月26日に書類審査及び現地確認を行いました。いずれも転用目的は、先程言いました営農型太陽光発電設備設置でございます。現状は、周りはやはり住宅地に囲まれておまして、設置にあたりましては、特に問題ないかと思われませんが、更なる皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

議長 はい、15番の報告はどうでしょうか。

宮山繁治  
委員 17番、宮山です。  
先程の13番、14番の使用貸借と受人、渡人は同じなのですが、下館地区の場合は2班に分かれて現地確認をします。したがって、申請土地の場所によっては、別の調査員になってしまいます。この15番については、場所が森添島ということで、13番、14番は別の班が確認しました。15番につきましては、転用目的ですから、柱部分ということで、ブルーベリーとは関係ないということで、これについては、先程の3条と同じ経過でございますので、許可相当と思われまます。よろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。  
議案第8号を採決いたします。  
議案第8号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり

許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第8号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第9号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
板橋主任

板橋主任よりご説明申し上げます。

議案第9号、現況確認証明(非農地証明)について、令和4年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：筑西市東石田、申請土地の表示：東石田字和田、台帳地目：畑、現況地目：山林、面積：865㎡、現況：山林。

申請地は、県道つくば真岡線の東側約350m、県道赤浜上大島線の北側約190mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号2番、筑西市松原、松原字石倉、畑、宅地、406㎡、事務所敷地。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約270m、県道筑西つくば線の北側約950mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号3番、筑西市松原、松原字石倉、畑、宅地、152㎡、住宅敷地、外1筆、合計2筆、合計面積188㎡。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約270m、県道筑西つくば線の北側約950mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号4番、筑西市直井、直井字拾貳所、畑、宅地、112㎡、工場敷地。

申請地は、県道筑西つくば線の東側約350m、県道石岡筑西線、旧国道50号線の南側約430mに位置する土地です。平成13年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

赤城美子  
委 員

12番、赤城です

1番、2番、3番について報告させていただきます。4月27日に明野支所内におきまして、書類審査を行いました。その後、現地を確認してきました。まず1番について報告します。現地は、山林に囲まれた中の竹林になっていました。進入路も草で鬱蒼としていました。添付された平成10年の頃の航空写真が

らも 20 年以上前には、現在の状態であったことが伺え、非農地証明の発行は可能であると判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。続きまして 2 番、3 番は、申請人が同一人物ですので、まとめて報告いたします。石材店を営む申請人の事務所と隣り合った自宅の敷地でした。添付された平成 10 年の航空写真には、すでに今の状態であったことが伺えるものでした。既に 20 年以上が経過しており、非農地の証明の発行は可能であると判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 4 番をお願いします。

柴保 2 番、柴です。

委 員 去る 24 日、書類審査の後、現地に行きまして、現場を見させていただきましたが、建物と建物の間にある工場敷地であり、台帳地目は畑でございまして、柵を作っても柵は立たないという状況であります。そのようなことから非農地証明は可能と思います。以上です。よろしく申し上げます。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 9 号を採決いたします。

議案第 9 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案 9 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

議 長 ここで筑西市農業委員会会議規則第 21 条の規定により、議長を栗島菊雄農政企画審議会委員長に交代いたします。

（議長交代）

栗島菊雄 議長指名により、議長を交代しますが不慣れですので、皆様のご協力を仰ぎながら、議事進行したいと思います。よろしく申し上げます。  
農政企画  
審議会  
委員長

それでは、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、2 番議席 柴委員、3 番議席 栗島和子委員、12 番議席 赤城委員、14 番議席 宮崎委員、20 番議席 水柿委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 43 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
高島補佐

高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書 13 ページをお願いします。議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和 4 年 5 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表について説明いたします。契約開始日が令和 4 年 6 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。設定区分ごとに合計を朗読します。始めに新規につきまして。3 年未満、契約件数 1 件、筆数 3 筆、面積 3,682 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、契約件数 37 件、筆数 82 筆、面積 108,371 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、契約件数 10 件、筆数 19 筆、面積 28,943 m<sup>2</sup>。10 年以上、契約件数 71 件、筆数 145 筆、面積 224,115 m<sup>2</sup>。新規の合計、契約件数 119 件、筆数 249 筆、面積 365,111 m<sup>2</sup>。次に更新になります。3 年未満、契約件数 1 件、筆数 1 筆、面積 628 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、契約件数 24 件、筆数 66 筆、面積 91,476 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、契約件数 8 件、筆数 18 筆、面積 44,634 m<sup>2</sup>。10 年以上 契約件数 22 件、筆数 53 筆、面積 85,208 m<sup>2</sup>。更新の合計が契約件数 55 件、筆数 138 筆、面積 221,946 m<sup>2</sup>。総合計は、契約件数 174 件、筆数 387 筆、面積 587,057 m<sup>2</sup>となっております。移転についてはありません。詳細につきましては、15 ページから 30 ページまでが新規分、31 ページから 39 ページまでが再設定分の詳細になります。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

栗島菊雄  
農政企画  
審議会  
委員長

只今、事務局より説明がありました。

ここでご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 10 号を採決いたします。

議案第 10 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利

用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第10号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、2番議席 柴委員、3番議席 栗島和子委員、12番議席 赤城委員、14番議席 宮崎委員、20番議席 水柿委員の除斥を解きます。

午後2時47分 解除

ここで議長を交代いたします。皆様の協力によりまして、無事議長を終えることができました。ありがとうございました。

(議長交代)

議 長

次に、日程第4、報告第8号から第10号を、事務局より説明願います。

事務局長  
菊地課長

菊地課長よりご説明申し上げます。

それでは40ページをお願いいたします。報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和4年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。貸駐車場1件、自己住宅4件、合計5件です。

つづきまして、報告9号、制限除外の農地移動届について、令和4年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届で、公衆用道路1件となっております。

つづきまして、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和4年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約3件を含む25件です。報告は以上となります。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和4年度第2回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年5月10日

議 長

署名委員

署名委員